

議案第59号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年9月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に準ずる。
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
指定病院等における不在者投票の外部立会人	
開票立会人及び選挙立会人	

」

を

「

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第13条の2第2項及び第14条第1項各号に掲げる額に準ずる額。
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
指定病院等における不在者投票の外部立会人	
開票立会人及び選挙立会人	

」

に、

「

情報公開審査会委員	弁護士・大学教授等	日額 15,000円
	その他	同 12,000円
個人情報保護審査会委員	弁護士・大学教授等	同 15,000円
	その他	同 12,000円

」

を

「

情報公開・個人情報保護 審査会委員	弁護士・大学教授等	日額 15,000円
	その他	同 12,000円

」

に改め、同表人・農地プラン検討会委員の項の次に次のように加える。

農業次世代人材投資事業サポートチーム員	同 6,400円
---------------------	----------

同表備考中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人が開票日当日から継続して翌日にわたり従事した場合の報酬の額は、当日分のみの額とする。
- 4 投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び指定病院等における不在者投票の外部立会人の従事時間が1日に満たない場合の報酬の額は、それぞれの報酬の額を上限に、従事した時間に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員の項を情報公開・個人情報保護審査会委員の項に改める改正規定は、大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第 号）の施行の日から施行する。